

福井県報

第 28 号
令和元年
8月9日(金)
火・金曜日 発行
1月1,890円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

規則

※特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則(二二・県民活躍課)……………一

告示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定(一一五・障がい福祉課)……………一

公告

○指定管理者の募集(財産活用課)……………二
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民活躍課)……………三
○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請(二件・同)……………三
○令和元年度採石業務管理者試験の実施(産業技術課)……………三
○令和元年度砂利採取業務主任者試験の実施(同)……………四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(公営企業課)……………四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(二件・工業技術センタ―)……………六
○指定管理者の募集(港湾空港課)……………六

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(五四)……………七
○政治団体の届出事項の異動に係る届出(五五)……………八
○政治団体の解散の届出(五六)……………一〇
○資金管理団体の指定の届出(五七)……………一一
○資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(五八)……………一一
○資金管理団体でなくなった旨の届出(五九)……………一二
公立大学法人福井県立大学公告
○一般競争入札の実施(二件)……………一二

規則

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年八月九日
福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二十二号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則(平成十年福井県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十七号までの規定中「日本[無]証券」を「日本[産]業証券」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福井県告示第一一五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成一七年法律第一二三号)第五十九条第一項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第六十九条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年8月9日

福井県知事 杉本 達治

病院または診療所

担当する 自立支援医 療の種類	名称	所在地	開設者名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院 医療	永平寺町立在宅訪問診療所	吉田郡永平寺町松岡兼定島38 -45	永平寺町	永平寺町長 河合 永充	吉田郡永平寺町松岡春日1丁 目4	令和元年8月1日

公 告

福井県民ホールの設置および管理に関する条例（平成18年福井県条例第40号）第4条第1項の規定に基づき、福井県民ホールの管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和元年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 施設名
福井県民ホール
- (2) 所在地
福井県福井市手寄1丁目

2 指定管理者の業務の範囲

- (1) 福井県民ホールの施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
 - (2) 福井県民ホールの利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務
 - (3) 福井県民ホールの維持管理に関する業務
 - (4) 地域の文化および産業の振興に関する情報の収集、提供、企画および実施に関する業務
 - (5) 福井県民ホールの設置目的にふさわしい業務の企画および実施に関する業務
- 3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31

日までの5年間

4 申請書類の提出

(1) 提出期間

令和元年8月9日(金)から令和元年10月8日(火)(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日を除く。)

までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総務部財産活用課

(3) 提出部数

正本1部および副本10部

5 その他

(1) 募集要項等の交付

募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所

4(2)と同様とする。

イ 交付期間

4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所あて送付すること。

なお、福井県財産活用課ホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 関係資料の閲覧

ア 閲覧場所

4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間

4(1)と同様とする。

(3) 申請の費用

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

(4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等によ

る。

(5) 問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県総務部財産活用課財産グループ

電話 0776-20-0251

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 申請のあった年月日

令和元年7月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称 特定非営利活動法人せいめい夢フー

ム会

(2) 代表者の氏名 宇山 繁幸

(3) 主たる事務所の所在地 福井県福井市

(4) 定款に記載された目的 この法人は、清明地区の住民の生ごみを減量化することによって環境保全意識の高揚を図るとともに生ごみを有機肥料

化し野菜を清明地区で適正価格で販売することによって資源循環型社会を目指すことを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

令和元年7月30日から令和元年8月29日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県地域戦略部県民活躍課ふくい県

民活動・ボランティアセンター内

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 申請のあった年月日

令和元年7月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称 特定非営利活動法人ワネット

(2) 代表者の氏名 肥田 善雄

(3) 主たる事務所の所在地 福井県小浜市四谷町9番22号

(4) 定款に記載された目的 この法人は、地域住民、地方公共団体

および原子力事業者に対して、原子力緊急時における防護対策および災害応急対策ならびにこれらの準備に関する支援等

を行う、地域の防災・減災力の向上に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間 令和元年7月30日から令和元年8月29日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県地域戦略部県民活躍課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第25条第3項

の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 申請のあった年月日

令和元年7月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称 特定非営利活動法人子どもセンタービ

ルキオ

(2) 代表者の氏名 安藤 スミ子

(3) 主たる事務所の所在地 福井県越前市府中一丁目11番2号

(4) 定款に記載された目的 この法人は、地域の乳幼児、児童とその保護者および子育てにたずさわる者

に対して、子育て講座や講習会、また相談事業などを行い、地域における子どもの健全な育成に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

令和元年7月30日から令和元年8月29日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県地域戦略部県民活躍課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

探石法(昭和25年法律第291号)第3

2条の13の規定に基づき、令和元年度探石

業務管理者試験(以下「試験」という。)を

実施するので、探石法施行規則(昭和26年

通商産業省令第6号)第8条の7の規定によ

り、次のとおり公告する。

令和元年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 試験の日時

令和元年10月11日(金) 午前10時から正午まで

2 試験の場所

福井県福井市下六条町14-1
福井県生活学習館(ユニー・アイふくい)学習室B1

3 試験科目

選択式筆記試験とし、岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)および岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土および廃石のたい積ならびに採掘終了時の措置に関する技術的事項)とする。

4 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に写真(出願の前日6月以内に撮影した正面無帽上半身像の手札型のもので、裏面に氏名、生年月日および撮影年月日を記載したもの)1葉を添付し、福井県産業労働部産業技術課に提出すること。

なお、受験願書の用紙は、福井県産業労働部産業技術課で交付する。

5 受験願書の受付

令和元年9月2日(月)から令和元年9月11日(水)まで

なお、郵送による場合は、令和元年9月11日(水)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

6 受験手数料

8,000円(8,000円に相当する福井県証紙を受験願書の所定の箇所に貼付

し、消印しないこと。)

7 合格発表

令和元年10月31日(木)以降に、福井県産業労働部産業技術課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、福井県庁1階掲示板に掲示する。

8 その他

受験手続その他試験に関する問合せは、福井県産業労働部産業技術課(福井市大手3丁目17-1)あてに行うこと。

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定に基づき、令和元年度砂利採取業務主任者試験(以下「試験」という)を実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)第8条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 試験の日時

令和元年11月8日(金) 午前10時から正午まで

2 試験の場所

福井県福井市下六条町14-1
福井県生活学習館(ユニー・アイふくい)学習室B1

3 試験科目

選択式筆記試験とし、砂利の採取に関する法令および砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。)とする。

4 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に写真(出願の前日6月以内に撮影した正面無帽上半身像の手札型のもので、裏面に氏名、生年月日および撮影年月日を記載した

もの)1葉を添付し、福井県産業労働部産業技術課に提出すること。

なお、受験願書の用紙は、福井県産業労働部産業技術課で交付する。

5 受験願書の受付

令和元年10月4日(金)から令和元年10月16日(水)まで

なお、郵送による場合は、令和元年10月16日(水)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

6 受験手数料

7,700円(7,700円に相当する福井県証紙を受験願書の所定の箇所に貼付し、消印しないこと。)

7 合格発表

令和元年11月29日(金)以降に、福井県産業労働部産業技術課ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、福井県庁1階掲示板に掲示する。

8 その他

受験手続その他試験に関する問合せは、福井県産業労働部産業技術課(福井市大手3丁目17-1)あてに行うこと。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品(以下「調達物品」という。)の名称

A 重油(JIS規格重油1種1号)

(2) 調達物品の調達予定数量
420キロリットル

(3) 調達物品の仕様

入札説明書および発注仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(4) 調達物品の納入に係る期間および日時
令和元年10月1日(火)から令和2年3月31日(火)までの間において別に指定する日時

(5) 納入場所

福井県坂井市三国町米納津49-100-6

テラノポート福井浄化センター

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 調達物品を安定して納入できることを証明した書類を全て提出した者であること。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成

- 3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 電子入札の実施

この入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者のおよび入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。
- 4 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請

書に必要と認められる書類(以下「資料」という。)を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関して県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間

令和元年8月9日(金)から同年8月19日(月)まで(福井県の休日を含める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用登録したものである。

ただし、紙入札の承認を受けるものは、入札説明書の別紙4を資料と共に契約担当者へ持参、もしくは必ず配達記録が残る方法にて郵送(民間事業者含む。)すること。
- (3) 提出場所

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部公営企業課

- 5 入札説明書等の交付等に関する事項
 - (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部公営企業課
電話 0776-20-0535
 - (2) 入札説明書等の交付

福井県物品等入札情報サービスシステムに添付される電子データを参照すること。
- 6 入札書の提出方法、提出期間および入札日時等
 - (1) 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムを使用して送信する(紙入札によりこの入札に参加しようとする場合を除く。)(提出期間)

令和元年9月19日(木) 午前8時30分から午後5時まで
令和元年9月20日(金) 午前8時30分から午後4時まで
 - (2) 紙入札により入札書の提出を希望する場合の提出期間等

提出期間
6(1)と同様とする。
 - イ 提出方法

持参または郵送すること(郵送する場合は簡易書留郵便とする。)
 - ウ 提出場所

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部公営企業課
 - (3) 開札の日時および場所

- ア 日時

令和元年9月24日(火) 午前10時
- イ 場所

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県庁10階1005会議室
- 7 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、調達物品1ロット当たりの価格とすること。
- 8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 9 その他
 - (1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第111号)の規定による。
 - (3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。
 - (4) 契約書作成の要否

要
 - (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(

平成22年福井県条例第31号) 第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県会計局会計課総務第三グループ

ア 電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

1 0 Summary

(1) Name of products to be purchased

Fuel Oil JIS Class 1 No.1

(2) Quantity of the products to be purchased
420kl

(3) Delivery period

From October 1, 2019 through March 31, 2020

(4) Delivery place

49-100-6, Yonozu, Mikuni town, Sakai city, Fukui prefecture, Technoport Fukui Joka (Waste-Water Purification) Center

(5) Date and place for bidding and bidding outcome

Date:10:00am, September 24, 2019
Place:Fukui prefectural government

Office 1005 Conference Room
(10F), 3-17-1 Ohte, Fukui city,
Fukui prefecture

(6) Contact point for the notice
Public enterprise division,

Department of business, industry and labor, Fukui prefecture, 3-17-1 Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580,
Japan
Tel 0776-20-0535

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る物品の名称および数量

連続樹脂塗布装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称
および所在地

福井県工業技術センター

福井県福井市川合鷲塚町61-10

3 落札者を決定した日

令和元年7月24日
落札者の名称および所在地

株式会社ホクシン

福井県福井市経田1丁目104

5 落札金額

30,132,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和元年6月11日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る物品の名称および数量

高速樹脂含浸装置 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

および所在地

福井県工業技術センター

福井県福井市川合鷲塚町61-10

3 落札者を決定した日

令和元年7月24日

4 落札者の名称および所在地

株式会社ホクシン

福井県福井市経田1丁目104

5 落札金額

52,164,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和元年6月11日

福井県港湾施設管理条例(昭和37年福井県条例第45号)第12条第1項の規定に基づき、福井港九頭竜川ボートパークの管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和元年8月9日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 施設名

福井港九頭竜川ボートパーク

(2) 所在地

福井県坂井市三国町新保95-1-6

2 指定管理者の業務の範囲

(1) 福井港九頭竜川ボートパークの施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務

(2) 福井港九頭竜川ボートパークの利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務

(3) 福井港九頭竜川ボートパークの維持管理に関する業務

(4) 福井港九頭竜川ボートパークの利用の促進に関する業務

(5) 利用に関する情報の提供および施設の技術的助言に関する業務

3 指定する期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

(1) 提出期間

令和元年8月9日(金)から令和元年10月8日(火)(土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日を除く。

)までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県土木部港湾空港課

(3) 提出部数

正本1部および副本10部

5 その他

(1) 募集要項等の交付

募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所

4(2)と同様とする。

イ 交付期間

4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所あて送付すること。

なお、福井県港湾空港課ホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 関係資料の閲覧

ア 閲覧場所

4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間

4(1)と同様とする。

(3) 申請の費用

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

(4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。

(5) 問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県土木部港湾空港課管理グループ

電話 0776-20-0490

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194

号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)

(国會議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
平成31年2月20日	はやしけいこ後援会	和田 博克	奥本 兼義	敦賀市公文名53-1-1
平成31年2月27日	松宮まなぶ後援会	高城 護	松宮 学	敦賀市公文名45-14-8
平成31年3月25日	かわばた耕一後援会	木村 劭	木村 劭	敦賀市公文名45-18
平成31年3月28日	つるがの魅力を発信する会	梅垣 勝比古	前田 智信	敦賀市砂流43-5-4
令和元年6月25日	ふじね信子後援会	小林 信慈	富士根 康人	勝山市旭町2-4-28
令和元年6月26日	たきなみ宏文円山地区後援会	近藤 靖至	近藤 靖至	福井市中下町1-3-13
令和元年6月26日	たきなみ宏文上文殊地区後援会	山崎 栄一	山崎 栄一	福井市生部11-11
令和元年6月26日	たきなみ宏文木田地区後援会	伊藤 洋一	西村 嘉治	福井市木田2-816-5
令和元年6月26日	たきなみ宏文国見地区後援会	中村 秀夫	中村 秀夫	福井市鮎川町96-3
令和元年6月26日	たきなみ宏文越廼地区後援会	刀禰 麒一	矢谷 博和	福井市菜崎町12-29
令和元年6月26日	たきなみ宏文清水地区後援会	松原 為治	松原 為治	福井市片山町47-19
令和元年6月26日	たきなみ宏文鷹巣地区後援会	丸山 俊男	丸山 俊男	福井市浜住町2-82
令和元年6月26日	たきなみ宏文西安居地区後援会	末定 育雄	末定 育雄	福井市安田町1-7

令和元年 6月26日	たきなみ宏文春山地区 後援会	水島 秀晃	水島 秀晃	福井市大宮2-7-17
令和元年 6月26日	たきなみ宏文みのり地 区後援会	瀧波 滋	瀧波 滋	福井市西木田4-4-18
令和元年 6月26日	たきなみ宏文和田地区 後援会	富田 久美雄	富田 久美雄	福井市上北野1-17-25
令和元年 6月28日	たきなみ宏文一乗・東 郷地区後援会	渡邊 重紀	渡邊 重紀	福井市中毘沙門町8-2
令和元年 7月1日	たかま清一後援会	松田 一夫	松井 弘	勝山市旭町2-3-45
令和元年 7月1日	たきなみ宏文味真野地 区後援会	宮川 隆	渋谷 喜久雄	越前市北小山町50-8
令和元年 7月1日	たきなみ宏文FC	松谷 茂樹	松谷 茂樹	大野市右近次郎40-48
令和元年 7月1日	たきなみ宏文北日野地 区後援会	河端 教志	河端 教志	越前市庄田町14-14
令和元年 7月1日	たきなみ宏文南地区 後援会	土田 幸吉	土田 幸吉	越前市東千福町18-9
令和元年 7月1日	中山光平後援会	臼井 泰治	中山 光平	勝山市郡町1-2-52

福井県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月9日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項 主たる事務 所の所在地	異動内容	
				新	旧
平成31年 2月20日	戸嶋秀樹後援会	戸嶋 秀樹	三方郡美浜町宮代13 -44	三方郡美浜町金山19 -20-1	
平成31年 3月22日	敦賀の未来を考える 会	木村 劭	代表者	木村 劭	川端 耕一

令和元年 5月17日	全日本不動産政治連 盟福井県本部	吉田 啓司	会計責任者	木村 劭	川端 耕一
令和元年 5月18日	福井県土地家屋調査 士政治連盟	加藤 栄一	代表者	加藤 栄一	藤本 ユリ子
令和元年 5月25日	鯖江市医師連盟	広瀬 真紀	会計責任者	番匠 功	倉田 英樹
			代表者	広瀬 真紀	清水 元博
令和元年 5月31日	自由民主党大野支部	山岸 猛夫	会計責任者	永田 正幸	松原 啓治
令和元年 6月1日	たきなみ宏文教賀市 後援会	有馬 義一	代表者	有馬 義一	室 敬士
令和元年 6月3日	自由民主党福井県小 浜市第一支部	松崎 晃治	主たる事務 所の所在地	小浜市小浜白鬚47- 5 1F	小浜市駅前町2-4 Nビル1F
令和元年 6月3日	まつぎき晃治後援会	中島 福則	主たる事務 所の所在地	小浜市小浜白鬚47- 5 1F	小浜市駅前町2-4 Nビル1F
令和元年 6月3日	松崎晃治後援会晃志 会	中島 福則	主たる事務 所の所在地	小浜市小浜白鬚47- 5 1F	小浜市駅前町2-4 Nビル1F
令和元年 6月5日	たきなみ宏文大野後 援会	稲山 幹夫	主たる事務 所の所在地	大野市友江12-7- 1	大野市中野町1-5- 6
令和元年 6月6日	福井市医師連盟	柏原 謙悟	代表者	柏原 謙悟	安川 繁博
			会計責任者	田中 章善	岡本 清也
令和元年 6月7日	佐々木康男後援会	伊藤 憲治	代表者	伊藤 憲治	佐々木 康男
令和元年 6月10日	新しい風ふくい	青木 幹雄	主たる事務 所の所在地	福井市成和1-309	福井市西開発2-11 8
令和元年 6月10日	杉本達治後援会	内田 高義	主たる事務 所の所在地	福井市成和1-309	福井市西開発2-11 8
令和元年 6月10日	ふくいに新しい風を 吹き込む会	杉本 達治	主たる事務 所の所在地	福井市成和1-309	福井市西開発2-11 8

令和元年 6月16日	自由民主党福井県薬 劑師支部	角野 雅之	代表者	角野 雅之	篠田 秀幸
令和元年 6月16日	福井県藤井基之薬劑 師後援会	角野 雅之	代表者	角野 雅之	篠田 秀幸
令和元年 6月16日	福井県本田あきこ後 援会	角野 雅之	代表者	角野 雅之	篠田 秀幸
令和元年 6月16日	福井県薬劑師連盟	角野 雅之	代表者	角野 雅之	篠田 秀幸
令和元年 6月17日	自由民主党福井県医 療会支部	池端 幸彦	代表者	池端 幸彦	大中 正光
令和元年 6月17日	福井県医師連盟	池端 幸彦	代表者	池端 幸彦	大中 正光
令和元年 6月20日	自由民主党池田町支 部	飯田 拓見	主たる事務 所の所在地	今立郡池田町清水谷5 - 8	今立郡池田町西角間3 0-9-1
令和元年 6月24日	自由民主党福井県ト ラック支部	清水 則明	会計責任者	北村 直洋	中山 武
令和元年 6月24日	福井県トラック事業 政治連盟	清水 則明	会計責任者	北村 直洋	中山 武
令和元年 6月29日	自由民主党福井県遺 族会支部	八田 一以	代表者	八田 一以	川崎 善雄
令和元年 6月29日	日本遺族政治連盟福 井県支部	八田 一以	代表者	八田 一以	川崎 善雄
令和元年 7月1日	福井県ビルメンテナ ンス政治連盟	木下 雅俊	会計責任者	下中 拓哉	長谷川 朋弘
令和元年 7月4日	下牧一郎後援会	松山 正則	代表者	松山 正則	山内 司朗

福井県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
平成30年7月15日	大塚季由後援会	鳥居 秀夫
平成31年4月30日	ふじの利和後援会	藤野 利和
平成31年4月30日	山崎法子後援会	山崎 法子
令和元年5月15日	気比の会	糺谷 好晃
令和元年5月15日	こうじ谷好晃後援会	糺谷 好晃
令和元年5月26日	山口治太郎後援会	山口 治太郎
令和元年5月28日	大久保まもる後援会	森家 武男
令和元年6月29日	吉田琴一後援会	吉田 琴一

福井県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

指 定 年月日	資金管理団体の届出を した者（代表者）の氏名	届出をした者に 係る公職の種類	資金管理団 体の 名 称	主たる事務所の所在地
令和元年 5月15日	安岡 孝一	勝山市議会議員	安岡孝一後援会	勝山市旭毛屋町5104

福井県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異 動 年月日	資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体 の名称	異 動 事 項	異 動 内 容	
				新	旧

令和元年 6月10日	杉本 達治	ふくいに新しい 風を吹き込む会	主たる事務 所の所在地	福井市成和1-309	福井市西開発2-118
---------------	-------	--------------------	----------------	------------	-------------

福井県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月9日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
藤野 和和	ふじの利和後援会	平成31年4月30日
山崎 法子	山崎法子後援会	平成31年4月30日
糺谷 好晃	気比の会	令和元年5月15日
山口 治太郎	山口治太郎後援会	令和元年5月26日
佐々木 康男	佐々木康男後援会	令和元年6月6日
吉田 琴一	吉田琴一後援会	令和元年6月29日

公立大学法人福井県立大学公告

物品の調達に係る一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第5条の規定により次のとおり公告する。

令和元年8月9日

公立大学法人福井県立大学
理事長 山田 賢一

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称および数量
共焦点レーザー顕微鏡システム 一式
- (2) 調達物品の仕様等

入札説明書および調達物品一覧表（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日（月）

(4) 納入場所

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学生物資源学部棟BN-112

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき事務局長が定める競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県内に、本店、支店、営業所または事業所がある者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-1195
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学財務企画課
電話 0776-61-6000

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、本学ホームページで公開する。資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書の提出期限
令和元年8月22日（木）15時まで
- (2) 申請書の提出方法

持参または郵送すること（郵送の場合

は提出期限必着とする。）。

(3) 提出先

3(1)と同様とする。

5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時

(1) 入札書の提出方法
持参すること。

(2) 入札および開札の場所ならびに日時

ア 場所

公立大学法人福井県立大学図書館棟

会議室

イ 日時

令和元年8月27日（火）9時

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定の方法

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金および契約保証金

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(2) 入札の無効

公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

物品の調達に係る一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第5条の規定により次のとおり公告する。

令和元年8月9日

公立大学法人福井県立大学

理事長 山田 賢一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称および数量

(2) 調達物品の仕様等

(3) 入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(4) 履行期限

令和元年9月30日（月）

(5) 納入場所

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学永平寺キャンパスネットワーク管理室

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第4条に基づき事務局長が定める競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県内に、本店、支店、営業所または事業所がある者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者

- の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 入札説明書の交付
- (1) 入札説明書の交付場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-1195
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
公立大学法人福井県立大学財務企画課
電話 0776-61-6000
- (2) 入札説明書の交付は上記の場所で行うほか、本学ホームページで公開する。
- 4 資格の確認に関する事項
この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。
- (1) 提出期限
令和元年8月22日(木) 15時まで
- (2) 提出方法
持参または郵送すること(郵送の場合は提出期限必着とする。)
- (3) 提出先
3(1)と同様とする。
- 5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時
- (1) 入札書の提出方法
- 持参すること。
- (2) 入札および開札の場所ならびに日時
ア 場所
公立大学法人福井県立大学図書館棟会議室
イ 日時
令和元年8月27日(火) 9時15分
- 6 入札方法に関する事項
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 落札者の決定に関する事項
この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金および契約保証金
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。
- (2) 入札の無効
公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。
- (3) 契約書作成の要件
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
- ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴

力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

令和元年八月九日印
令和元年八月九日発

刷

発行人 一九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
印刷人 一九一〇一〇〇一七 福井県福井市文京二丁目十九番一十 高桑印刷(株)

電話 六三三二二番